

# 沖縄県警察車両等の管理に関する訓令

発出年月日：昭和47年 5 月15日

文書番号：沖縄県警察本部訓令28

公表範囲：全文

改正 平成26. 12 訓令30

## （目的）

第1条 この訓令は、沖縄県警察において使用する車両を適正に管理するために必要な措置を講ずることにより、当該車両の安全かつ効率的な運用を図り、もって車両の機動力を生かした迅速な警察活動に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で、沖縄県警察が使用しているものをいう。
- (2) 車両の管理 次に掲げる事項をいう。
  - ア 車両の点検及び整備に関する事項
  - イ 車両の使用、手配及び統制に関する事項
  - ウ 車庫等関係施設に関する事項
  - エ 車両付属工具、附属品及び燃料油脂に関する事項
- (3) 定期点検整備 道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備をいう。

## （管理責任者）

第3条 警察本部に車両管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、車両の配置、管理、整備等に関する事務を統括するものとする。

## （副管理責任者）

第4条 管理責任者の下に、車両副管理責任者（以下「副管理責任者」という。）を置き、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）をもって充てる。

- 2 副管理責任者は、管理責任者の事務を補佐するものとする。

## （使用責任者）

第5条 車両が配置された所属に車両使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。

- 2 使用責任者は、管理責任者の指揮監督を受け、所属に配置された車両の安全かつ効率的な運用を図るため、当該車両を適切に管理するものとする。

## （取扱責任者）

第6条 車両が配置された所属に車両取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、当該所属において車両を配置した課（警察本部にあっては係）の警部の階級（警部相当職を含む。）にある者をもって充て、これによりがたい場合は、警部補の階級（警

部補相当職を含む。)にある者をもって充てる。

- 2 取扱責任者は、使用責任者を補佐し、配置された車両の使用、点検、整備等に関し、部下職員を指揮監督するものとする。

(基本情報の登録)

第7条 管理責任者は、車両を適正に管理するため、沖縄県警察に配備された車両の基本情報を車両管理システム（以下「システム」という。）に登録するものとする。

(車両の使用等)

第8条 所属長は、次に掲げるときは、車両使用許可・手配等申請書（様式第1号）により管理責任者に申請するものとする。

- (1) 第4項の場合を除き、他の所属に配置された車両を使用する必要があるとき。
- (2) 県費により有償で車両を借り受ける必要があるとき。
- (3) 国費により有償で車両を手配し、その燃料費を要求するとき。

2 前項第1号の申請により配置換えを行った車両を所属間で引き継ぐ場合は、車両引継書（様式第2号）により当該車両の破損状況、附属品の状況等を確認するものとする。

3 所属長は、第1項第2号及び第3号の申請に係る車両に関し、受領した燃料費を使用した場合は、領収書を添えて、管理責任者に報告しなければならない。

4 警察本部の所属において、警務部警務課（以下「警務課」という。）に配置された総合運用車両（警察本部内の所属が総合的に運用することを目的に警務課に配置した車両をいう。以下同じ。）を使用する必要がある場合は、事前に警務課長と調整するものとする。この場合において、警務課長は、総合運用車両使用管理簿（様式第3号）により総合運用車両の使用状況を管理するものとする。

(当直用車両)

第9条 警察署の使用責任者は、当直時に使用する車両を、必要数指定しておくものとする。

2 警察署の当直責任者は、前項により指定された当直用車両を、当直開始時に当該車両の取扱責任者から引き受け、当直終了後に当該車両の取扱責任者に引き継ぐものとする。

3 警察署の当直責任者は、当直時において、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、前2項の規定にかかわらず、所属に配置された車両を総合的に運用することができる。

(車両の統制)

第10条 管理責任者は、緊急事態、警備実施その他車両を総合的に運用する必要がある場合は、車両の統制を行うことができる。

2 統制に係る車両を引き継ぐ場合は、第8条第2項の規定を準用する。

(運転日誌)

第11条 使用責任者は、配置された車両ごとに運転日誌（様式第4号）を備え付けなければならない。

2 車両を使用した職員は、その使用状況を運転日誌に記載しなければならない。

3 取扱責任者は、運転日誌を毎月整理し、速やかに使用責任者に提出しなければならない。

4 使用責任者は、配置された車両の走行距離、稼働日数について、毎月末日をもって締め切り、翌月20日までに、システムに入力するものとする。

(車両の使用者の遵守事項)

第12条 車両の使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に車両の性能を最高度に保ち、いつでも出動できるよう、その点検及び整備に努め、使用後は手入れ及び清掃を行うこと。
- (2) 車両を能率的に活用するため、知識及び技能の向上に努め、燃料の節約について常に工夫と研究を怠らないこと。
- (3) 車庫及び車両内の整理整頓を心掛け、火災及び盗難の予防に努めること。
- (4) 道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検整備を確実に行うこと。
- (5) 車両を運転する場合は、交通関係法令を遵守し、交通事故の防止に細心の注意を払うこと。

(整備)

第13条 車両の整備は、定期点検整備及び臨時整備の2種類とする。

2 定期点検整備は、次により行うものとする。

- (1) 管理責任者は、定期点検整備の時期について、使用責任者に通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた場合は、予定期日までに、警察本部の所属にあつては使用責任者から管理責任者に、警察学校及び警察署にあつては取扱責任者から使用責任者に、車両整備申請書(様式第5号)に見積書を添えて、整備申請を行うものとする。

3 使用責任者は、車両の事故若しくは故障又は第16条の車両監査若しくは第17条の車両点検の結果により、臨時に車両の整備が必要となったときは、前項第2号に準じ、臨時整備の申請を行うものとする。

4 前2項により整備を行った場合は、警察本部の所属にあつては当該整備に係る請求書等の写しを警務課に送付することにより、警察学校及び警察署にあつてはシステムに入力することにより、整備結果を報告しなければならない。

5 管理責任者及び使用責任者は、車両を整備し、車両の基本情報に異動が生じたときは、システムに必要事項を入力しなければならない。

(燃料使用等)

第14条 車両の使用者は、給油、修理部品の交換等を行う場合は、燃料・修理伝票(様式第6号)により、洗車を行う場合(警察施設内において、自ら洗車する場合を除く。)は、洗車伝票(様式第7号)により、その状況を明らかにしておかなければならない。

(燃料消費量の入力)

第15条 管理責任者並びに警察学校及び警察署の使用責任者は、配置された車両の燃料消費量について、毎月末日をもって締め切り、翌月20日までに、システムに入力するものとする。

(車両監査)

第16条 警察本部長は、毎年1回その他必要に応じて、車両の管理状況について監査をするものとする。

(車両点検)

第17条 使用責任者は、配置された車両について、随時、点検を行わなければならない。

2 使用責任者は、前項の点検の結果、異常を発見したときは、速やかに整備を行わなければならない。

3 車両点検は、車両点検記録簿（様式第8号）の内容に沿って行うものとする。

（事故報告）

第18条 使用責任者は、配置された車両による事故（車両の損傷を含む。）があったときは、交通事故発生報告（沖縄県警察の交通事故、交通事故事件及び交通に関する事案の取扱いに関する訓令（平成14年沖縄県警察本部訓令第17号）様式第1号）の写しを送付することにより、又は警察車両事故・損傷報告書（様式第9号）により、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

附則等省略